

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「特別養子縁組に関する支援の在り方に関する専門委員会」ページからご覧いただけます。

(https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shakai_katei/tokubetsu-yoshi/62812d48)

2026-3-27 第3回特別養子縁組に関する支援の在り方に関する専門委員会

13時00分～14時03分

○胡内課長補佐 定刻になりましたので、ただいまから「第3回特別養子縁組に関する支援の在り方に関する専門委員会」を始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御参加いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、会場とオンラインのハイブリッドにて開催をさせていただきます。

オンラインで御出席の委員の皆様、音声の方はいかがでしょうか。

(「大丈夫です」と声あり)

○胡内課長補佐 ありがとうございます。

お手数をおかけしますが、委員の皆様におかれましては、お名前の表示をフルネームで設定をお願いいたします。

本日の出欠状況につきましては、河野委員、浜田委員、平井委員が御欠席でございます。

また、久保野委員、瀬奈委員、オブザーバーの法務省様がオンラインにて御参加いただいております。

本専門委員会は、原則公開で開催しております。資料及び議事録についても、原則としてホームページで公開することとしています。

なお、傍聴希望者向けにYouTubeでライブ配信をしていますが、傍聴されている方は録音・録画の禁止について、どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、以後の議事運営につきまして藤林委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○藤林委員長 委員長は藤林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、時間も限られておりますので、早速事務局から資料の確認をお願いいたします。

○胡内課長補佐 それでは、まずお手元の資料を御確認いただければと思います。

資料1が「ヒアリングに向けたアンケートの実施について」。

資料2が「アンケート調査について」。

参考資料1が「委員名簿」。

以上です。不足等がありましたら、お申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

○藤林委員長　ありがとうございました。

では、議題１の「ヒアリングに向けたアンケートの実施について」、御議論させていただきたいと思います。

まず、事務局より資料の説明をお願いいたします。

○胡内課長補佐　家庭福祉課長の小松が、公務のため、本日急遽欠席となりましたので、資料の説明については私からさせていただきたいと思います。

資料１及び資料２について御説明させていただきます。

第２回の専門委員会において、藤林委員長から、今後の専門委員会の議論のために、アンケートを実施して当事者や関係機関の方々から幅広く意見をお伺いすることとしてはどうか、という御提案がございまして、委員の皆様から御了解をいただいたという状況でございました。

そして、藤林委員長から、アンケートの項目、内容につきましても、委員の皆様から御意見をいただきながら検討を進めさせていただきたいというコメントもございましたので、前回の専門委員会終了後、委員長、委員長代理と事務局で相談させていただきまして、本日の資料の御提案ということになっております。

資料１につきましては、論点を挙げさせていただきました。アンケートの対象者をどうするか、あるいは、アンケートの質問項目を具体的にどうするかということ。

そして、２つ目の○ですが、アンケートの実施方法についてどうするかということが論点になるのではないかとということです。

続きまして、資料２です。

資料２は、養子当事者、養親当事者、実親当事者、この会では生みの親と言っていますが、それぞれの当事者向けのアンケート、そして、児童相談所、民間あっせん機関の支援機関向けのアンケートです。そして、それぞれに対する質問項目を御提案させていただいております。本日は、このアンケート調査、資料２につきまして特に御検討、御議論いただければと思います。

説明は以上です。

○藤林委員長　ありがとうございました。

そうしましたら、議題１の「ヒアリングに向けたアンケートの実施について」ということで、論点が２つ、３つありますか。アンケートの対象者、それから資料２にあるようなアンケートの内容、アンケートの実施方法、これにつきまして一つずつ皆さんから御意見を賜りたいと思っております。

まず、前回の委員会でもありましたけれども、アンケートの対象者ということで、養子、養親、生みの親、児童相談所、民間あっせん機関ということにさせていただきましたけれども、これにつきまして何か御意見はございますでしょうか。

瀬奈委員、お願いいたします。

○瀬奈委員　前回、私はいなかったので申し訳なかったのですが、養子当事者、養

親当事者、実親、あとは私が一番気になっているのは現在あっせん機関や児童相談所に登録している方、それからこれから特別養子縁組に取り組もうとして、もう登録してまだ待っていらっしゃる方、その方に私はアンケートが必要ではないかと思いました。

理由としては、やはり各あっせん団体、あっせん機関でのルールの違いであったりとか、そういったものが割と統一していないことが私は問題かなと思っているのと、もっと広げていくためにはそこからではないかと思いました。

○藤林委員長 ありがとうございます。

今、瀬奈委員からの御意見は、この①から⑤に加えて養親候補者として登録している方。

○瀬奈委員 現在ですね。

○藤林委員長 現在登録している方も対象にしてはどうかという御意見だったと思いますけれども、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

大場委員、お願いします。

○大場委員 ありがとうございます。

今、里親さん、あるいは養親候補者として登録をされている方というお話がありましたが、私がここでお尋ねをしたかったのは、養子縁組が成立した養親さんのみを対象とされているような内容にこのアンケート調査は見たのですが、1回目の専門委員会の中でロング委員から翻意される親御さんがいらっしゃるというお話があったと思います。実際、縁組成立前養育のときに、こどもを育てながら養子縁組に至らなかった養親候補者の方というのもしらっしゃると思っていて、その方たちはある意味、不調というような形で子育てを継続できなかった方たちにとらえることもできると思うのです。

そういった方々がどんな支援があれば養子縁組ができたのか、どんな支援を必要としていたのかというようなことをこのアンケートの中から拾い出すこともできるのではないかな。できるためにはどんな設問が必要かということを今日検討できればと思っております。

○藤林委員長 そうですね。成立する前の候補者、養親候補者、養子縁組里親さん、その中には結局成立まで至らなかった方々もいらっしゃるので、そういった方々の意見も把握する必要があるのではないかなという御意見ですね。

ほかの方、意見はいかがでしょうか。

確かに、1回目が成立前に必要な支援ということで幾つも課題が出ていたと思うのですが、けれども、我々が感じている課題が養親候補者の方、特に現在養親候補者の方がどんなふうに思っているのかというのを把握することは確かに重要なことかと思いましたけれども。

ロング委員、どうぞ。

○ロング委員長代理 ありがとうございます。

非常に興味深い御意見だなと思いながらお伺いして、実際に個人的にはその声を拾い上げて聞いてみたいなという思いがありつつも、2点考えるべきところがあるかと思っています。

どなたをヒアリング対象者の選定の参考にするべきなのか、が1点目かと思っていて、前回、対象者をここに挙がっているような養子当事者、養親当事者、実親当事者となっている中、アンケート調査を増やすことで登録している方、待機の状態にある里親さんや養親希望者さんたちもヒアリング対象者にするのか。あとは、不調になった方も対象にするのかというところが検討として出てくると、なかなか難しいところもあるかもしれないというのが、ぱっと頭に思い浮かんだ1点目です。

ちなみに、私が翻意と申し上げたのは実親さん側の翻意で養親さん側ではなかったもので、そういう部分で言うと翻意された実親さんの御意見も聞きたいなとか、どこまで広げるかも課題になってくるのかなというところと、あとは里親さんや養親候補者さんで「登録している方」を対象とする場合に、里親登録をしているという状態と、各民間あっせん機関で登録状態にあると判断する、その判断基準が少し異なっているのかなと思うと、どういうふうに対象者を絞っていくのかというところも検討材料になってくるので、今回ヒアリングの対象者の選定の参考とするためにどこまで対象としなくてはいけないのか、難しいところだなというのが率直な意見です。個人的にとっても知りたいのですがけれども、今、思い浮かんだことをちょっとお話しさせていただきました。

○藤林委員長　ありがとうございます。

西郷委員、久保野委員、いかがでしょうか。この点につきまして、何か御意見ありませんか。

○西郷委員　ありがとうございます。

私も今、養親候補者の方も対象にするというところと、実親の方が翻意した場合のケースも声を拾いたいというところについてはとても興味深いと思って聞いておりました。

その場合に何を聞くかということのを想像したときに、少し悩ましいなと思ってしまして、養親候補者の方に対して、例えば各機関の養親候補者となれる基準の違いに関しては、既に養親当事者になられた方でも情報収集が場合によっては設問を増やせばできるのではないかと考えておまして、養親候補者、養親にまだなっていない方にどうしても今回の調査で聞くべきことがあれば調査対象として増やすということはあり得るかと思っておりますけれども、こういったところを目的に、何を聞くのかというところがもう少し具体的になるといいかなと思いました。

以上です。

○藤林委員長　ありがとうございました。

久保野委員、何かございますでしょうか。

○久保野委員　前回、参加できておらず、特段はないところではございますけれども、もう一度アンケートの機会があるかどうかとも関係するとは思いますが、まず当事者の方ということで整理することも理解はできるかと思います。

すみません。感想のようなものです。

○藤林委員長　ありがとうございました。

今までの意見をまとめますと、そもそもヒアリング対象者にするのかどうかという問題があって、私のイメージではヒアリング対象者にしなくても、幅広く意見を集めるという点であれば必要かなと思いました。けれども、もう一点は西郷委員からありましたように、基準の面については現に養親になった方から把握できるのではないかという意見もございました。

ただ、一方で、現在リアルに待機している方、登録していて成立を待っている方のリアルな声を聞く必要性もあるのではないかと考えておまして、その場合にどういうアンケート項目にするのか。また、どのように対象者にこういったアンケートがあるのかということをお伝えするのかというのが論点になるかと思うのと、ロング委員が言われたことで、私はあっせん機関のことがよく分からないのですけれども、児童相談所の場合に養子縁組里親として登録するという基準があるわけですが、あっせん機関の場合にはその基準が様々なのでしょうか。

○ロング委員長代理 そのように理解しております。言葉も、例えば待機というところもあれば、登録したというふうに呼ぶところもあります。

ただ、一般的には審査を終えて、この家にお子さんをお連れできる状態だという中で待っている方という意味でおっしゃったんだと思うのですけれども、手順がかなり団体ごとに異なっているところもあるので、少し整理は必要なのかなと思います。

○藤林委員長 整理はしつつも、審査を終えて待っている方は一定の基準はあり得そうな感じでしょうか。

○ロング委員長代理 そのように考えます。

○藤林委員長 分かりました。

様々な意見が出ましたけれども、瀬奈委員からの養親候補者の方々の意見を把握したい。ヒアリング対象者にするのかどうかは置くとしても、その部分は委員長としては何らかの形で取り込みたいと考えておりますし、今日これ以上議論していると時間がないので、事務局のほうでもう少し詰めて考えていきたいと考えております。

瀬奈委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○瀬奈委員 はい、大丈夫です。

○藤林委員長 ありがとうございました。

では、対象者は今のような形で養親候補者も入れることについてもう少し事務局と議論させていただくということで、次はアンケートの内容について御意見をいただきたいと考えております。

資料2を御覧いただきたいのですけれども、委員それぞれにお話しいただくとばらばらになってしまいますので、3ページの【養子へのアンケート調査】以降、順々に進めていきたいと思います。

3ページの養子さんへのアンケート、それから6ページは養親さんへのアンケート、この辺まで御意見がありましたらお願いしたいと思います。

大場委員、どうぞ。

○大場委員 ありがとうございます。

これは養子、それから養親、生みの親御さんに共通していたと思うのですが、「あなたは、いずれの機関による特別養子縁組のあっせんであるか、分かれば教えてください。」

という設問が各所にございました。これに対する回答が、「児童相談所」「民間あっせん機関」「わからない」という三択になっていて、機関の名称が分かれば自由記述という形で設定をされています。これに、個人も含むあっせんも実際あったことが考えられるため、その他というものを加えていただいて、その他で、これに該当しない、あるいはこれに該当するか分からないようなあっせんについて書いていただくとよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○藤林委員長 ありがとうございます。

この点について、皆さんいかがでしょうか。要するに、養子縁組あっせん法以前に、あっせん機関でない個人であっせんを受けた方なども想定されるという意味でしょうか。

○大場委員 そうですね。あとは、あっせん法成立以後もあっせん業としないあっせんについては禁止をされていませんので、そういう方々もいらっしゃるかもしれないという想定もあります。

○藤林委員長 分かりました。

その他には括弧を入れるんですか。

○大場委員 入れて表記いただくとありがたいです。

○藤林委員長 貴重な御指摘、ありがとうございました。

この点について、いかがでしょうか。

西郷委員。

○西郷委員 ありがとうございます。

私も、その他で、できれば機関名もしくは個人だったのかというところも含めて御記載いただくということには賛同いたします。

○藤林委員長 ありがとうございます。

特にこの点について異論がなければ、大体この方向で進めていきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

久保野委員、どうぞ。

○久保野委員 今の点については私も賛成なのですが、同じ質問について表現ぶりが気になっていたのも、後でと思っていたのですが、この項目が今、注目されているので発言させていただきたいと思っております。

というのは、本当に細かくて恐縮なのですが、例えば3ページで見ましたときに、あなたはいずれの何々のあっせんであるか、分かれば教えてください、というのが主語と述語の関係で、できれば表現を変えたほうがいいかなという感想を持ったところです。

例えば問Cに合わせて、あなたの特別養子縁組はいずれの機関によるあっせんであるか、というような形にしたほうがよろしいのかなと思いました。

以上です。

○藤林委員長　ありがとうございます。

実は、浜田委員から事前にいただいていた御意見の中に同じところがありまして、ちょっと読み上げます。

問Dですか、養子、養親についてはいずれも、あなたはいずれの機関を通じて特別養子縁組をしたのか、分かれば教えてください、というほうがいいのではないか。

久保野委員の言い方とはちょっと似た感じですか。

○久保野委員　そんなにこだわりませんが、文言の調整の少なさという意味で申し上げたのは、あなたの特別養子縁組はいずれの機関によるあっせんであるか、あっせんによるものであるか、という表現ぶりを一応先ほど申し上げました。

○藤林委員長　2通りの御意見がありますので、この辺は特に御意見がなければ2つの意見を合わせて事務局と私のほうでまた調整したいと思いますけれども、ついでに言うと、児童相談所の立場からすると、あっせんという言葉があまりしっくりこないの、なるべくあっせんという言葉は含めない方向で調整したいと思っております。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

西郷委員、お願いします。

○西郷委員　ありがとうございます。

ちょっと細かい点もあるのですが、養子さんへのアンケートについて気づいた点を発言させていただきます。

まず上から問Aに関してなのですが、今回特別養子の方を対象にするということを見ると、50代、60代以上という選択肢はなくてもいいのかなと思っております。

そして、問Cで成立時の年齢をお伺いしていると思うのですが、できればこの前後で委託されたときの年齢もあったほうがいいのではないかと思っております。

理由としては、問2などで「養子であることを伝えられることについて」という設問があるかと思いますが、里親委託や、少し大きめの年齢で委託された場合、育ての親であるということを既に知っているというようなケースもございますので、お子さんがいつの時点で養子縁組される御家庭で育ち始めたのかということが分かるといいなと思いました。

あとは、問Fに関してです。問Fのところで「育て親の家族・親族」というような表現があるかと思いますが、その後の問1－1では「親」という表現になっていまして、この辺りは「育ての親」とするか、「養親」とするか、表記の統一をしたほうが混乱がないかなと思いました。

加えて、「生みの親」という表現について、私も生みの父母、どちらも入るというよう

な認識ではいるのですけれども、できれば生みの父母とするか、父親方も入るというようなことが分かると、最後の生みの親へのアンケートのところでも、これを見たときに母親だけが対象だと思われてしまう場合もあるかなと思いましたので、その点も表現を検討できたらと思っております。

最後になりますけれども、問Fで「里親会のなかま」という表現がありますが、民間あわせん機関の場合は養親さんグループがあるかと思しますので、養親または里親会の仲間というような表現にされるとよいかと思いました。

以上です。

○藤林委員長 細かいところではありますけれども、貴重な御意見だったと思います。ありがとうございました。

今の意見についていかがでしょうか。どんどん質問が増えていくような感じで。

大場委員、いかがですか。

○大場委員 今、西郷委員が委託されたときの年齢とおっしゃいました。ゼロ歳に限らず高年齢児の支援をしている団体もありますし、幅広くどのような年齢のお子さんが実際に委託されているのかということが分かるとありがたいと思います。

○藤林委員長 確かにそうですよね。委託したときの年齢というのをちゃんと把握しているのか、分かっているのかというのは大丈夫ですかね。養子さんは15歳以上となっているので、そこは分かっているという理解で。

○西郷委員 恐らく把握されていない方もいると思うのですけれども、その場合は「わからない」という選択肢を設けるといいかなと思いました。

○藤林委員長 ロング委員、いかがでしょうか。

○ロング委員長代理 この委託年齢を入れる場合なのですけれども、養育里子として養育里親さんに委託されて、何年間か成長していった後に養子縁組に切り替わったお子さんたちもいらっしゃると思うので、そこも含めて回答ができるように、養育里子として委託された部分も含めることができるような設問にさせていただけるとよいかと思いました。

○藤林委員長 私はそれをイメージしていたのですけれども、そうでない場合もあるということですか。

○ロング委員長代理 養子縁組里親さんに養子縁組を前提として委託されたまま、何年間も申立てまでにお時間がかかったケースを幾つも耳にしておりますので、そこも入っていました。

○藤林委員長 両方のパターンですね。

でも、質問にする場合には養子縁組里親なのか、養育里親なのか、どう表記するかは考えるにしても、その家庭に来たときの年齢ですよ。重要な点だと思いますので、ほかの委員の方で何かこの点について御意見がございますでしょうか。

特になければ、表記をどうするのか、なるべく養子さん自身が迷わずに答えられるような形でまた検討したいと思います。ありがとうございました。

それから、問Fの「育て親」と、4ページの問1－1の「親」と、ちょっと表記のぶれがあるということですが、これもこちらのほうでまた検討して表記のぶれを考えたいと思います。

それから、里親会だけではないということですが、ここはどういう名称がいいですか。

○大場委員 先ほど西郷委員が、養親または里親会の仲間とおっしゃいましたが、それでよいのではないかと思います。養親会という名称が一般的かどうかは、わかりませんが。

○藤林委員長 養親会というのはあるんですか。

○大場委員 名称はそれぞれの団体で違いますが、養親同士の当時者会があるので、先ほどは中黒が入ったイメージでした。養親・里親会の皆様、仲間ですね。

○藤林委員長 では、表記そんなふうに統一していきたいと思います。

ここまでよろしいでしょうか。

あとは、「生みの親」の表記ですが、今まで「生みの親」と言ってきたのを、生みの父母、とするのかどうかというところですが、どうでしょうか。

大場委員、どうぞ。

○大場委員 アンケートについては生みの父も入るということを示すのであれば、実親（生みの父母）、という表記に統一するという方法もあるように思いました。

○藤林委員長 親では、母親しかイメージできないという意味ですか。親でなくて父母とする必然性というか、必要性をもうちょっと御説明いただければと思うのですが。

○西郷委員 本来、親であればどちらも入るという認識で私もいるのですが、恐らくここで言う「生みの」というのは生物学上のことを指していると思うのですが、日本で「生みの」という響きの場合、出産のほうの印象も強くあるがゆえに、父母とあえて入れたらどうかという御提案でした。

○藤林委員長 よく理解できました。

この点、いかがでしょうか。アンケートについては、父親も含めるという意味で父母としてはどうかというような御提案でしたけれども。

ロング委員、どうぞ。

○ロング委員長代理 1回目の専門委員会でも、「生みの親」という表現をされた場合に、実父である父親のほう置き去りになる可能性があるのではないかと名称のところで申し上げた経緯もありますけれども、それを踏まえて、ここは生みの父母、でよいのではないかと思います。

○藤林委員長 では、ここは、生みの父母、という形にしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。「生みの親」という言い方をどうしていくのかというのは今後も議論は必要ではないかと思っていますけれども、アンケートでは対象者の方に分かりやすくするために、生みの父母、としたいと思います。ありがとうございました。

西郷委員からの御提案は以上ですね。

ほかはいかがでしょうか。

○瀬奈委員 問Eですけれども、「あなたが育った家庭には、あなた以外に何人のこどもがいたのか」というところなのですが、この返答の項目のところは何名というのと、プラスそのお子さんが特別養子縁組だったり、里子さんだったりということなのか、それともその御家庭の実子の方なのかというのを表記されたらいいのかなと思いました。

○藤林委員長 ありがとうございます。

それは私も思いつつ、複雑になるかなという気がして、どうでしょう。

○瀬奈委員 ただ、私自身が2人、特別養子縁組で授かりましたので、アンケートをせっかく取っていただけるのならば、その子たちがどう思っているかというのを私は個人的に知りたかったりもします。複雑ではあると思うのですけれども。

○藤林委員長 こういった意見をもらうとどんどん複雑になっていって質問が増えていくのは仕方ないなと思っておりますので、必要なことであれば増やしたいと思いますけれども、ほかの委員はいかがでしょうか。

大場委員。

○大場委員 今の瀬奈委員の発言についてお伺いをしたいのですが、実子、特別養子というふうに実子と特別養子を分けて選択肢を設けたほうがよいのではないかという御提案でしょうか。

○瀬奈委員 そうですね。別にそれが特別養子縁組とかに限らず、育ての親である人と法律上どういう関係であるのかということを知りたいなと思って、その環境を知りたいです。

○大場委員 ありがとうございます。

すごく細かくて恐縮なのですが、特別養子縁組が成立すると実子と同じ身分になるので、そこを実子と答える方、あるいは特別養子と答える方、選択肢がないと分かりづらいと思うので、そこを明らかに分かるように答えを引き出すということであれば、特別養子をつけるということに整理されるのかなと思いました、いかがでしょうか。

○藤林委員長 要するに、問Eの中に何人のこどもがいたのかというところについて、それが実子なのか、特別養子なのか、里親委託された里子さんなのかということが分かるような選択肢を追加するという御意見ですね。

ほかの委員、いかがでしょう。

これは、養親のアンケートにも同じところがあるんですよね。

養親のアンケートには、ないのか。

これは養子さんのところだけでいいのか、養親さんのところも必要なのか、この辺はいかがでしょうか。

大場委員。

○大場委員 児童相談所であったり、あっせん機関においては、実子や特別養子が要る場合や、2回目以降の養子縁組の取扱いについては、違いもあるかもしれませんので、養親さんのところに付けておくと興味深い数値が出てくるかなとは思いました。

○藤林委員長　ほかの委員、いかがでしょう。

よろしいでしょうか。では、ちょっと複雑になりますけれども、養親さんのほうにも同じ項目を入れて、ほかのこどもというのが実子、特別養子、里子というところが分かるような選択肢を付け加えるということでまとめて、また調整していきたいと思います。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。こういったいろいろな意見をいただく中で、我々がつくったアンケート項目がよりブラッシュアップされて、より様々な情報が得られるのではないかと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

久保野委員、どうぞ。

○久保野委員　久保野です。

問Eについて、本当に私は実情を知らなくて見当外れかもしれないのですが、「あなたが育った家庭」というのは養親家庭を指しているのだと思うのですが、そのような理解について疑問というか、戸惑ったり、ちょっと違和感を抱いたりする当事者の方がいる可能性がないのかというところを確認させていただきたいと思いました。何歳で養子縁組されたかによって、その辺りのアイデンティティーといいますか、所属意識といいますか、そういうものが異なるのかもしれませんが、養親家庭での安定度合いとかによってはいろいろな状況があり得るのか、ないのか、あるいはこのアンケートを見たときに何かしら心のさざ波といいますか、そのようなことを心配している人があるのか、ないのか、杞憂かもしれませんが、この表現ぶりでよいのか気になりましたので、一応発言をさせていただきました。

それと少し関係するのですが、先ほど「親」という言葉、4ページの例えば問1-1で「親」という言葉を使うのか、そこを養親とするのか、あるいは実親という言葉との使い分けをどうするのかについて整理が必要であって、今後していくというお話がありましたけれども、同じように問1-1で使っている「きょうだい、家族」というものと、5ページの問4-1で使われている「家族（きょうだい、祖父母等）」といった言葉についても、あまり形式的な定義をせずに分かりやすく表現したほうがアンケートとしてはいい面があると思う一方、他方でこちらのユニットを指しているんです、こちらのユニットを指しているんですというのははっきりしたほうがいいと思うので、例えばきょうだいや家族といった言葉、あるいは先ほど申した家庭という言葉について、各問いで対応ということもあり得るでしょうし、あるいは冒頭の説明か何かで、このアンケートではいろいろな見方とか感覚とかあるかもしれないけれども、こういう定義で使いますといったようなことを示すなど、工夫していただけるとありがたいようにも思いました。

以上です。

○藤林委員長　ありがとうございました。

読めば読むほど、確かにそうだなというところがありますね。問Eの「あなたが育った家庭」というのは、例えばある年齢まで実親さん家庭で育った方で、そこから里親家庭に

行った方、養子縁組家庭に行った方にとってはそこも育った家庭なので、そこが明確に、ここは養親家庭であるということが分かるような表記が必要ではないかという御意見かと思えますけれども、この点はいかがでしょうか。要するに、答えていただく方が迷わずに、このことを聞いているということが分かるような表記ということですね。

ロング委員、どうぞ。

○ロング委員長代理　今回、15歳以上のお子さんに対してということであれば、6歳未満で委託されている可能性のみになってしまうので、さらりと読めば、「あなたが育った家庭」となるとマジョリティーに時間を過ごしたところになるのかなと思うのですが、御指摘はごもっともなのかなという気もするんです。そうすると、例えば養子縁組されて育った家庭とか、特にこれという意味ではないですけれども、文言の調整があったほうがいいのかなと思います。

また、私も細かいお話なのですが、問Fのところを、実親（生みの父母）、とするのであれば、その前の「育て親」も、養親（育て親）、なのかなと思います。

以上です。

○藤林委員長　ほかの御意見はいかがでしょうか。

特に追加の意見がなければ、久保野委員の御意見の趣旨を踏まえて、アンケートを答える方が迷わないように、ロング委員が言われたように括弧書きにするとか、そこはまたこの後調整していきたいと思います。どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

浜田委員からまた別の意見をいただいています、養親の問Fの言い方ですが、これまで同居家族以外であなたのことを特に応援して、としてはいかがでしょうかと、「特に」の場所をちょっと後ろにずらしていくということです。これも細かい御意見かと思いますが、そういう意見をいただいております。今の浜田委員の意見は、こちらのほうでも調整させていただくのでよろしいですか。読んだときの答えやすさというか、入りやすさという点で少し考えたいと思います。

河野委員から御意見がありまして、ちょっと読み上げます。

養子、養親、実親アンケートについて、これまで拾えなかった意見を拾うために枠を広げることも必要な一方、本当に御本人かどうかといった当事者性を担保するための方法も必要です。

これは、またこの後の議論で御意見いただきたいところですが、各アンケートの冒頭に「わからない場合や、答えたくない場合は、質問をとばして、あなたの伝えたいことだけを答えてもらうことができます。」と明記していますが、ここについてはあえて記載しなくてもいいのではないかと考えました。要するに、なりすましの防止ということで、あえてそれを書かないほうがいいのではないかとということでした。その代わり、ウェブアンケートに答える中で記載しなくても次に進める設定にするのはいかがでしょうか、ということなのですから、ここの冒頭のところですね。3ページで言いますと、上から4

行目の「わからない場合や、答えたくない場合は」という、このところを取ってもいいんじゃないかという御意見ですけれども、いかがでしょうか。答える側の立場に立って、どうかなと思うのですけれども。

では、西郷委員。

○西郷委員 河野委員のおっしゃっている御趣旨はよく理解ができます。

一方で、やはり当事者の方にアンケート調査やインタビューをする場合は、あらかじめ答えたくない設問がある場合は答える必要がないというようなことをお伝えはした上で調査を実施するということは割と多いかと思いますので、その点の配慮は何らか必要かと思っております。

○藤林委員長 ほかの方、何かこの点について御意見はあるでしょうか。

大場委員、どうぞ。

○大場委員 心理的安全性の担保をきちんと明文化して記すということは大切なように思いますので、この冒頭がいいのか、あるいは送付状の中を書くのか、それはお任せしたいと思いますが、やはり一文あったほうがよろしいように思います。

○藤林委員長 そうですね。なりすまし防止はまた別の観点で考えたいと思いますので、ここは答える方の心理的安全性を確保するという意味で原文どおりで進めたいと思います。ありがとうございました。

今日、御欠席の方からいただいた意見も含めて、養子、養親の部分についていかがでしょうか。大分時間が迫ってしまいましたので、特になければ児童相談所、あっせん機関のところに進みたいと思いますけれども。

西郷委員、どうぞ。

○西郷委員 1点だけ、生みの親の方のアンケートの中で11ページになるのですけれども、こちら細かい点で恐縮ですが、問2-1で「こどもを託したあと、その後のこどもの様子を知っていますか。」と書いてあるのですけれども、かつて知っていたものの、今は知らないというようなことがありまして、割とアンケート調査などをするとそういった返答がくることも以前ございましたので、その後のこどもの様子を知る機会がありましたか、というような表現にすることもあり得るのではないかと思います。

以上です。

○藤林委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。何かこの点について御意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、その趣旨をまた事務局とも検討してアンケート案に調整していきたいと思います。

すみません。急がせてしまっておりますけれども、では【児童相談所・あっせん機関へのアンケート調査】について、何か御意見がございましたらお願いしたいと思います。

これは河野委員から事前に御意見をいただいています。

まず1つは、13ページの「国においては、特別養子縁組に関して」のところが8行くら

いあるのですけれども、ここを箇条書きにしてはどうかという御意見がありました、どうでしょうか。表記の問題ですけれども、特に異論がなければそのほうが分かりやすいかと思しますので、では箇条書きにさせていただきます。

それから、その次に13ページの質問1の「新たに実施された取組や拡充した事業等があれば」というのは、あるなしの選択肢を追加してはどうかという意見があるのですけれども、どうでしょうか。

同様にもう一つ、質問2のほうも「実施困難な状況や、課題に感じる点」を選択肢としてはどうかという量的調査のような感じで御提案があるのですけれども、当初は自由に御意見をお寄せくださいとしておりましたが、あるなしとか、どういう状況に課題があって、これは人員体制、予算、人材確保や育成についての選択肢を入れるという意見ですね。何が課題になってうまくいかないのかということろを答えてもらうという感じなのですから。

まず、最初に質問1のあるなしですが、あるなしの選択肢はなくてもいいかどうか。どうでしょうか。そもそもこういう選択肢を入れるかどうかということで、自由に書いてくださいという形のままでいくのかどうかなのですから。

○久保野委員 そんなに強い意見があるわけではないのですけれども、今、委員長がおっしゃっていただいたとおり、このアンケートは自由記述をまとめていくものとして実施するのかどうか、または取りまとめたときの示し方としてある程度定量的なものがあつたほうが適切なものなのかどうかというような、技術的というとよくないのかもしれませんが、そういうことかなという印象を持ちました。

つまり、これも今、御指摘がございましたとおり、質問1にあるなしと入れるのだとしますと、ほかの問いも実はあるなしは立てることができるというふうになりそうにも思ひまして、全部入れるのか、入れないのかということの割り切りなのかなと思いました。

そのことは、もしかすると御指摘の中には、特に答えるべきことがない方がどうやって答えるか、答えにくい形にならないようにというような御配慮もあるのかなと思いましたけれども、その辺りも、ない場合にはその問いは飛ばしていいという注記のような記述をどこにどう入れるのかという問題として整理されることなのかなと感じた次第です。

それで、もう一点、質問2のほうは、これも私は当たりがつかないのですけれども、回答としてはここに例示されているものが主なものであると想定されているのかどうか、括弧の中に書かれている3種類のもの、4種類のものでしょうか。それが主なものと想定されるのかどうかということに関わるように思います。

つまり、やはり選択肢式にしますと、それらへの回答や記述に集中する傾向が相対的には強まるのではないかと想像しますので、あくまでも例示であって、本当に幅広く自由に書いていただきたいということであれば、むしろこのままにすることになりそうで、他方でむしろ定型的にここに書いてあるようなものが想定されるのであって、それらの割合がどのくらい高いのかということを知りたいということであれば、選択肢にするという

ことが考えられるのかなと思いました。

以上です。

○藤林委員長 どうでしょうか。選択肢を入れることによってそこに限定されてしまう、ちょっと誘導的になってしまうという面もあるので、あえて特に問いについては選択肢を入れずに自由に書いてくださいというふうなやり方もあるかもしれないけれども、選択肢を入れることによって定量的に傾向を把握できるという面も確かにあるのではないかとこのところで、どちらを選ぶかですね。いかがでしょう。

大場委員。

○大場委員 そもそも目的ですよ。何を知りたいのかというところにやはり立ち返る必要があるのではないかと思います。幅広くどんな意見でも寄せてくださいというスタンスであれば、自由表記でよろしいのかなと思います。

○藤林委員長 ほかの方、いかがでしょうか。

私もそんな感じで思っていて、ここはあえて定量的にしなくても、定量的なところは西郷委員の調査である程度把握されていると思っているのですけれども、そう思っていていいですよ。

○西郷委員 全ての把握はできているとは言い難いのですけれども、量的なところをこれまでなるべく取るようにはしておりますので、参考にはなろうかと思います。

○藤林委員長 ありがとうございます。

では、量的なところは過去の調査研究がありますので、ここは自由回答を優先したいということで進めていきたいと思います。

すみません。委員長の司会の不手際でもう大分時間が迫ってしまったので、アンケートの内容についてはここまでにしたいと思います。また何か後から思いつくことがあれば、事務局のほうに御連絡いただければと思いますけれども、最後に残った課題が実は重要なところで、アンケートの実施方法についてということで、前回の委員会で児童相談所、民間あっせん機関経由など、で、「など」のところに里親機関も入れていいんじゃないかという御意見もあったと思うのですけれども、もう一点、河野委員の意見にありましたように、なりすましを予防しないといけない。当事者でない方が意見を寄せることによる弊害をどう防いでいくのかということで、ここについて何か御意見はございますでしょうか。

大場委員、どうぞ。

○大場委員 冒頭の質問というか、投げかけを蒸し返すようになるのですけれども、先ほど翻意の話をしたときに、私は翻意が養親さんではなく生みの親御さんであるということとはまず承知をしていたということと、養親さんになろうとして養育をしていたけれども、やはり何らかのことが起きて、またこどもが児童相談所、施設に戻るといようなケースも起きていると考えています。

こういった方々にどういった支援が必要だったかということ、今回少しでも明らかにできればいいなという思いがあります。ですので、養子縁組が図らずとも成立をしなかつ

た御家族にもこのアンケートに御協力をいただけるとありがたいと考えています。

それを前提としたときに、そういった御家族が児童相談所であるとか、里親会であるとか、民間の養親縁組あっせん機関と良好な関係をその後も維持しているかどうかということを見ると、必ずしもそうではないかもしれません。その場合に、そういった方々にどうやったらリーチできるかということを考えたいと思いました。そのときに、ここに書かれている方法を想定したときに、その方たちにリーチできるのかというのは一つ課題があるように思っています。

以上です。

○藤林委員長 ありがとうございます。

要するに、ここに例示されている機関と、もう関係がなくなってしまう方々、過去、養親候補者の方も含めてどのように届けられるかということですかね。

西郷委員も手が挙がっていますね。

○西郷委員 対象、アンケートの配布方法についてなのですが、養子縁組の当事者グループが多くはないですが、全国に幾つかございまして、そういったところに支援機関とはもうつながりがない方も一定数いらっしゃるということもありますので、そういったところも配布対象にするのはどうかと思っております。

○藤林委員長 当事者団体ですよね。

ロング委員、どうぞ。

○ロング委員長代理 西郷委員の意見に賛同いたしますが、そういう意味で言えば里親会さんなども里親登録をやめてしまって特別養子縁組が成立した御家族とつながっているケースもあると思うので、対象になろうかと思います。

○藤林委員長 ありがとうございます。

瀬奈委員、久保野委員、何かこの点について御意見はあるでしょうか。

特にないですか。

私は委員長でなかなか意見を言う余裕がないのですが、里親会にも当事者団体にもつながっていない養親さんで、児童相談所ともつながっていない、あっせん機関ともつながっていないという方の声こそ拾いたいという気がするのですが、どうやったらそういう方に届くのか。

例えば、こども家庭庁のホームページにこういうアンケートをしますというので載せてしまうといろいろな人が入って来る可能性もある。そのジレンマというものがあって、何かいい方法を皆さんが思いつかれたら御意見をいただきたいのですが。

大場委員、どうぞ。

○大場委員 もちろん、なりすましの防止は必要だと思うのですが、なりすましてまでも国に意見を届けたいという方がいるとしたら、特別養子縁組に対してとても意識が高いか、関わりのある方なのではないかと想定します。あまりにも質問の意図から外れた回答については、無効扱いにもできると思いますので、なりすましを恐れるというか、想定をする

ということはそこまで必要なことなのかということも少しお伺いをしたいと思いました。

○藤林委員長 今回のことは事務局への御質問かと思うのですが、いかがでしょうか。なりすましをそこまで恐れなくてもいいんじゃないかというのが大場委員からの御意見だったと思うのですが、何か事務局のほうでございますか。

○胡内課長補佐 ありがとうございます。

どのようにしてより多くの当事者の方々の声を聞かせてもらうかということは、どのような経路でアンケートをお届けするのがいいのかということになりますが、広く届けるという前提で考えることは、事務局としても、とても大事だと思っています。一方で、当事者ではない方がアンケートに回答したり、偏っているご意見だけが数多く集まってしまったりする懸念がありまして、もしこのようにして届いた声なら、具体の支援を検討していく上でなかなか取扱いが難しいので、関係者や関係機関とつながっている方々や関係性が出来ている方々に、まず着実に届けていく、その上で、プラスアルファとして何ができるのかということを経営者とも相談させていただいて考えていくことが必要ではないかと思っています。

○藤林委員長 そういう事務局からの懸念というものがあるわけなのですが、委員長としての考えでいくと、やはりこういう誰でもがアクセスできる形は確かにいろいろなバイアスを生んでしまう可能性があるのですが、例えばこのアンケートウェブサイトのURLを児童相談所とかあっせん機関とか当事者団体とか、または我々も把握しながらいわゆる口コミで広げていくという方法もあるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

要するに、ウェブ上に公開するというもののリスクを避けるという意味で、ある程度は顔の見える関係の中で、本当に孤立している方は関係がないのですが、それでも児童相談所なりあっせん機関なりでこの人の声を聞きたいという方には届けていくということは可能ではないかと思いますが、ほかの委員はいかがでしょうか。

この問題はなかなか難しいところがありますので、私のほうで今、提案した意見、また大場委員の意見も含めて、今後事務局のほうと調整をしていきたいと思っています。

ちょっと時間が過ぎてしまいましたので、本当に申し訳ないのですが、本日の議論についてはここまでとさせていただきたいと思っています。

本日、皆様方からいただきました御意見を踏まえまして、先ほど言いましたように事務局のほうで調整させていただき、アンケートの実施方法や、または内容につきましては確定させていただきたいと思いますが、ここから先は委員長一任とさせていただいてもよろしいでしょうか。

○西郷委員 賛同いたします。

○藤林委員長 ありがとうございます。

委員の皆様から賛同が得られましたので、アンケートの実施方法や質問内容が確定いたしましたら、実施前にまた事務局より委員の皆様にお知らせをさせていただきたいと思

ますし、アンケートについても共有させていただきたいと思います。ありがとうございました。

最後に、今後の予定について事務局から連絡をお願いいたします。

○胡内課長補佐 次回の日程は、改めて各委員の皆様に御連絡させていただきたいと思います。

○藤林委員長 では、これで終了とさせていただきます。

本日は、お集まりいただきましてありがとうございました。